

健康で安心できる未来へ

国民健康保険料の減額

国民健康保険税について

国民健康保険税に 後期高齢者支援金等分が 加わります

平成20年度から国民健康保険税は、後期高齢者医療制度を支援するための「後期高齢者支援金等分」を加えた合計額で課税しています。

国民健康保険税の納付

平成20年度の国民健康保険税納付通知書(当初分)は、7月の下旬にお届けします。

被保険者の皆さんから納めていただいた国民健康保険税は、医療費や皆さんへの療養費等の支払いに使われています。これらをまかなうために、国民健康保険税の納期限内納付にご協力ください。

納付方法
▶普通徴収(納付書または口座振替による方法)：納付回数はおおよそ8回です。

▶特別徴収(受給している年金から差し引きをする方法)：原則として年金の支払い月(4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月、6月)ごとに世帯主の方が受給している年金から差し引かれます。

ただし、今年度は7月から9月までの3回分が普通徴収で、10月から10月、12月、平成21年2月の3回分は特別徴収となります。

【注意事項】
●国民健康保険税納付通知書は、世帯主あてに郵送します。

●普通徴収分の国民健康保険税の納付には、口座振替をご利用いただけます。

●特別徴収(受給している年金から差し引きをする方法)：原則として年金の支払い月(4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月、6月)ごとに世帯主の方が受給している年金から差し引かれます。

ただし、今年度は7月から9月までの3回分が普通徴収で、10月から10月、12月、平成21年2月の3回分は特別徴収となります。

【注意事項】
●国民健康保険税納付通知書は、世帯主あてに郵送します。

●普通徴収分の国民健康保険税の納付には、口座振替をご利用いただけます。



後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療保険料の減額

高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、平成20年4月から75歳以上の方(65歳以上で障害認定を受けた方を含む)を対象とする独立した後期高齢者医療制度が始まりました。新たに後期高齢者医療保険料を納めていただくことになりましたので、保険料についてお知らせいたします。

保険料の計算方法

年間保険料は①均等割と②所得割の合計額です。

◆均等割：42,750円

◆所得割：(所得金額×基礎控除33万円)×7.96%

◆留意事項
●所得金額は、前年中の収入から公的年金控除、給与所得控除、必要経費等を除いた金額です。

◆障害年金や遺族年金は所得割の対象となりません。

◆保険料の年間上限額は、50万円となります。

◆年間保険料=①+②

◆低所得世帯に対する減額(表1)

◆被用者保険の被扶養者だった方に対する2年間の軽減(表2)

◆特別徴収(年金からの差し引き)

◆後期高齢者医療保険料の特設相談窓口のご案内

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

◆お問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

平成19年中の所得金額等に基づいて一部負担金の割合を見直し、7月下旬に新しいものを郵送します。

市民税・県民税に関するお知らせ

年度間の所得変動による減額措置

国から地方への税源移譲により、ほとんどの方は所得税が減り、その分の市民税・県民税(以下「住民税」といいます)が増えるようになります。しかし、退職などの特別な理由により、平成19年中の所得が大きく下がった方は、所得税の負担減の影響は受けられない一方、住民税は負担増の影響を受けやすいため、負担増を調整するため、減額措置が創設されました。

対象者 平成18年分は所得税が課税されていたが、平成19年中は所得が減少し、平成19年分の所得税が課税されない程度になった方

左ページのフローチャートを参考にしてください。

【対象外の方】
住宅ローン控除や配当控除など税額控除の増加によって所得税が課税されない程度になった方

海外転出で平成20年1月1日に国内に居住していない方

平成19年1月1日現在居住されていた市区町村に減額申告書を出さない(郵送も可)

負担限度額を引き下げることができ、あらかじめ国保年金課に同証の交付を申請してください。

国民健康保険で受けられる給付

次のような場合の費用は、いったん全額自己負担となりますが、申請により審査決定されれば、一部負担金を除いた分の金額が後日支給されます。

① 保険証を持たずに医療機関を受診したとき

② 手術などで輸血する際の生血代がかかったとき

③ 医師の同意を得てコルセットなど治療用器具を作ったとき、およびはり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき

④ 海外渡航中に現地の医療機関で治療を受けたとき

⑤ 入院や転院などで移送費がかかったとき

⑥ 診察や治療のほかにも、出産・葬祭があつたときなど、国保年金課に申請すれば、出産育児一時金・葬祭費の給付を受けることができます。

医療機関を受診される場合に、災害やその他特別な事情により一部負担金の支払いが困難で、収入状況が不明な方には減額申告書を送付していません。まずは確定申告または住民税の申告をしてください。

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

一定の条件に当てはまる場合には、一部負担金の減免が認められます。

後期高齢者医療保険料の特設相談窓口のご案内

後期高齢者医療について特設相談窓口を開設します。

時間 7月10日(木)～16日(水) 午前8時30分～午後5時

土・日曜日も開設します。

市役所1階市民ホール(ただし土・日曜日は市役所1階福祉総務課)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

問い合わせ 福祉総務課(☎29981147)

要援護高齢者調査等のお知らせ

市では、高齢者支援施策の基礎資料および緊急時における支援体制の整備等を目的として、65歳以上の世帯を訪問し、要援護高齢者(ひとり暮らし高齢者・日中単身虚弱高齢者・高齢者のみの世帯・ねたきり高齢者のいる世帯・認知症高齢者のいる世帯)の状況を把握しています。

今年も6月から7月にかけて、民生委員・児童委員が各家庭を訪問し調査を実施します。

お聞きした内容については、秘密を厳守し、調査以外の目的には使用しませんのでご協力をお願いします。

なお、要援護高齢者で、所沢市高齢者みまもり相談員事業(高齢者の話し相手、安否確認等)による相談員の訪問を希望する方は、調査の際に配布する訪問依頼書を民生委員・児童委員に提出してください。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

問い合わせ 高齢者支援課(☎29989120・FAX29981147)

減額措置の対象者・確認フローチャート

スタート

平成18年中に収入があり、所得税の納付がありましたか？(土地・株の譲渡といった申告分離課税は除きます) ※確定申告をされた方は住宅ローン控除や配当控除などの税額控除を控除する前の税額を確認してください。

はい

住民税の減額措置はありません。

いいえ

平成19年中に収入がありましたか？

はい

減額措置対象者と思われます。平成19年1月1日現在居住の市区町村に減額申告書を提出してください。

いいえ

減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

減額措置の対象者と思われる方

平成19年1月1日現在居住の市区町村に減額申告書を提出してください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の申告をしてください。

収入の申告をしておらず、収入状況が不明な方は、減額措置の対象となりません。収入がなかった方も必ず住民税の